

平成26年第1回矢巾町議会臨時会目次

議案目次	1
第 1 号 (3月28日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更 の協議に関し議決を求めることについて	5
○議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧(25災7-101号)工事請負契 約の締結について	7
○議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧(25災557号)工事請負契約の 締結について	9
○議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧(25災562号)工事請負契約の締 結について	11
○発議案第2号 矢巾町長専決条例の制定について	15
○発議案第3号 矢巾町議会定例会回数条例の制定について	15
○発議案第4号 矢巾町議会定例会規則の制定について	15
○発議案第5号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について	15
○閉 会	17
○署 名	19

議 案 目 次

平成26年第1回矢巾町議会臨時会

1. 議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議
に関し議決を求めることについて
2. 議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の締
結について
3. 議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の締結に
ついて
4. 議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）工事請負契約の締結につ
いて
5. 発議案第2号 矢巾町長専決条例の制定について
6. 発議案第3号 矢巾町議会定例会回数条例の制定について
7. 発議案第4号 矢巾町議会定例会規則の制定について
8. 発議案第5号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

平成26年第1回矢巾町議会臨時会議事日程

平成26年3月28日（金）午後2時開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 4 議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）工事請負契約の締結について
- 第 7 発議案第2号 矢巾町長専決条例の制定について
- 第 8 発議案第3号 矢巾町議会定例会回数条例の制定について
- 第 9 発議案第4号 矢巾町議会定例会規則の制定について
- 第10 発議案第5号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	4 番	山 崎 道 夫 議員
5 番	川 村 農 夫 議員	6 番	小 川 文 子 議員
7 番	谷 上 哲 議員	8 番	廣 田 光 男 議員
9 番	秋 篠 忠 夫 議員	10 番	芦 生 健 勝 議員
11 番	昆 秀 一 議員	12 番	村 松 輝 夫 議員

13番 藤原梅昭 議員
15番 米倉清志 議員
17番 長谷川和男 議員

14番 川村よし子 議員
16番 高橋七郎 議員
18番 藤原義一 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗 君	副町長	女鹿春夫 君
総務課長	星川範男 君	企画財政課長	秋篠孝一 君
生きがい推進課長	川村勝弘 君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志 君
道路都市課長	藤原由徳 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美 君	係長	吉田徹 君
主事	根澤のぞみ 君		

午後 2時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成26年第1回矢巾町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

15番 米 倉 清 志 議員

16番 高 橋 七 郎 議員

17番 長谷川 和 男 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会は、障がい者の介護給付等に関する支給を決定するため、議会のご可決を経て、紫波町、矢巾町の両町共同で平成18年4月1日から設置しているところであります。障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が平成25年4月から施行されたところですが、さらに平成26年4月から同法のさらなる一部施行に伴い障がい程度区分が障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に改められます。このことにより、所要の整備を行うことについて地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2、第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第25号 紫波町・矢巾町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）

工事請負契約の締結について

○議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、平成25年8月9日に発生した豪雨災害に伴い、町が管理する煙山ダムに流入した土砂5万1,600立方メートルのしゅんせつ及び同災害により流出した岩崎川流入計の設置を行い、大幅に低下したダムの治水及び用水機能の回復を図ろうとするものです。本工事の入札執行は、指名競争入札として3月14日付で（株）佐々木組・（有）川村建設特定共同企業体、タカヨ建設（株）・（有）山本建設特定共同企業体、（株）水清建設・（株）白沢土木特定共同企業体、（株）水本・小笠原重機（有）特定共同企業体、水本重機（株）・（有）岩手グリーン企画特定共同企業体、くみあい鉄建工業（株）・（株）岩清水園芸特定共同企業体、盛岡舗道（株）・丸三建設（株）特定共同企業体、以上7グループを指名し、3月24日、午後1時30分から入札を執行した結果、（株）水本・小笠原重機（有）特定共同企業体が一金1億7,400万円で落札し、この金額に8%の消費税を加算した金額、一金1億8,792万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 工期と、それから土捨て場の位置といいますか、それからこの量は大型ダンプでどの程度の台数になるものなののでしょうか。その部分、お願いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

工期でございますが、5月31日の期間をまず見ております。まず早くやりたいということでその期間を見ておったところでございます。

次に、土捨て場の関係でございますが、町内ではなかなかない部分がございます、それで雫石町のほうの同じように災害で被災した部分がございます、それで土砂を必要としている部分もございまして、そちらのほうに搬出する計画でございます。具体的には、矢櫃山の付近の広場がありまして、そちらのほうを捨て場ということで見ているところでございます。

あと量に対しますダンプの台数でございますが、この分につきましては、ちょっと使用するダンプの具体的なものはちょっとわからない部分がございます、先ほど町長が説明いたしましたとおり5万1,600立米となりますので、それぞれ10トンダンプになるのか、その辺がちょっとあれですけれども、それに伴いましてその台数ということになります。その辺、ちょっと明確にお答えできなくて申しわけございませんが、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） もう一つだけ教えてください。今回の負担割合というか、その辺のところは明確になっていると思うのですけれども、それを教えてください。

それから、これ以降のものについても同じようにさっきの工期等含めて教えていただければ結構だと思います。お願いします。

○議長（藤原義一議員） これ以降というのは。

○13番（藤原梅昭議員） いいです、今回のやつで。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

先ほどお話しいたしました契約金額の部分の負担割合でございますけれども、まず激甚

指定を受けておりましたので、率といたしましては95.8%の国庫負担の割合になっていました。そうしますと、この部分に率を掛けさせていただきますと、率はそういう状況でございますので、大変申しわけございませんが、そのような状況になっております。

あとは、その後の状況ということにつきましてですが、先ほどの工期の部分以外のということになりますか。

(「いい、いい、大丈夫です」の声あり)

○農林課長兼農業委員会事務局長(高橋和代志君) よろしくお願ひします。

○議長(藤原義一議員) ほかにござひますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧(25災7-101号)工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第26号 煙山ダム農業用施設災害復旧(25災7-101号)工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧(25災557号)工事請負契約の締結について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧(25災557号)工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、昨年8月9日の大雨洪水により河川の護岸決壊や橋梁洗掘などの大きな被害を受けたことにより、災害復旧事業として国の採択を受け、被災した河川の復旧を行うものであります。

なお、災害復旧事業につきましては、岩崎川を含め22カ所が採択となっております。主な工事概要は、復旧延長左岸が114メートル、右岸が696.6メートルで総延長761.9メートル、埋塞土砂撤去工2,700立方メートル、コンクリートブロック積工2,320平方メートルの施工をするものであります。

工事は、特定共同企業体による施工でありまして、入札執行は、指名競争入札として3月14日付で（株）佐々木組・（有）川村建設共同企業体、タカヨ建設（株）・（有）山本建設特定共同企業体、（株）水清建設・（株）白沢土木特定共同企業体、水本重機（株）・（有）岩手グリーン企画特定共同企業体、くみあい鉄建工業（株）・（株）岩清水園芸特定共同企業体、盛岡舗道（株）・丸三建設（株）特定共同企業体、以上6グループを指名し、3月24日、午後1時38分から入札を執行した結果、くみあい鉄建工業（株）・（株）岩清水園芸特定共同企業体が一金9,590万円で落札し、この金額に8%の消費税を加算した金額、一金1億357万2,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 少し教えていただきたいのですが、普通1級河川という言葉を使うのですが、ここで普通河川という言葉を使っているのの違いについてお願いいたします。

あとは、岩崎川は、県の管轄の工事なわけですけれども、町との関係はどうなっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

普通河川と1級河川の違いは、1級河川関係は県管理でございます。普通河川というのは町管理ということで町が管理しているものでございまして、この場所につきまして

は、西部開拓線、煙山ダムの上の西部開拓線より50メートル上流までが1級河川の岩崎川の指定になっておりまして、それより上流が普通河川の矢巾町の管理ということになっておりまして、今回の被災箇所がその場所になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） さっきと同じなのですけれども、負担割合を教えてください、あと工期、これも一緒に教えてください。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、2点ありましたので、負担割合ですけれども、これ国庫負担は3分の2、結局66.7%になります。それと、工期につきましてですけれども、岩崎川につきましては、一応年内完成を目指しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第27号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）工事
請負契約の締結について

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）

工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、昨年8月9日の大雨洪水により、道路ののり面崩壊や橋梁洗掘などの大きな被害を受けたことにより、災害復旧事業として国の採択を受け、被災した橋梁の復旧を行うものであります。

主な工事概要は、復旧延長が31メートルで橋長が12.8メートル、幅員が6.5メートル、プレテンション方式床版桁橋が9本、重力式橋台が2基、旧橋の撤去工でございますが、一式コンクリートブロック積工100平方メートル、舗装工101平方メートルの施工をするものであります。

工事は、特定共同企業体による施工でありまして、入札執行は、指名競争入札として3月14日付で（株）佐々木組・（有）川村建設特定共同企業体、タカヨ建設（株）・（有）山本建設特定共同企業体、（株）水清建設・（株）白沢土木特定共同企業体、水本重機（株）・（有）岩手グリーン企画特定共同企業体、盛岡舗道（株）・丸三建設（株）特定共同企業体、以上、5グループを指名し、3月24日、午後1時43分から入札を執行した結果、（株）水清建設・（株）白沢土木特定共同企業体が一金7,920万円で落札し、この金額に8%の消費税を加算した金額、一金8,553万6,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点伺います。

第1点目は、この山王茶屋の橋なのですけれども、地形的に低い位置にあるのですけれども、どのくらい高く、高くしてほしいという住民の声があるのですけれども、どのよう

な設計になっているのか、それをお伺いします。

それから、2点目は、岩崎川は県の河川なのですけれども、橋をかけるときに県からはどのような補助が出るのでしょうかという、そこをちょっとお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地形的に確かに低いところですがけれども、今回は災害復旧ということで現況復旧になります。ですから上がるとしても10センチかそこらしか、けたの分しか上がりません。そういう形での現況復旧の橋梁になります。

それと、県河川だから県から補助が出るかということですがけれども、これは橋梁としての災害復旧ですので、県からの補助というものはございません。ここは国庫負担、先ほどあれしましたけれども、66.7%の国庫負担法に基づくものと町の経費という形での復旧という形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ちょっと道路の名前がよくわからないのですがけれども、流通センターから紫波町のほうに行く道路があるのですがけれども、あそこはちょっと高くなっていて、そしてここの山王茶屋のところは極端に低くなっているのです、大きい車が通ったときに、どどんという音がするとかという話を聞くのですがけれども、あと30センチぐらい高くしてほしいというようなことは聞くのですがけれども、地域の人たちのやっぱり声を聞いてきちっとつくったほうがいいのではないかなと思うのですがけれども、そういう声は聞いていないでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

橋梁の新設改良関係であれば、けた高とか、そういうのは調整できると思いますけれども、今回は災害復旧ということで31メートルのうち12.8メートルの橋梁だけですので、全体を持ってくるというのであれば、これは橋梁事業とか道路改良事業になります。ですから、そういうことがありましても、やはり原形復旧という形ですので、今回の工事のような形になります。

以上、お答えといたします。地元から特にそこに関して幾らか高くしていただければなというのはありますけれども、やはり原形復旧が基本でございます、災害復旧の場合は。

それでこういう形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 完成はいつころになるのか、その1点だけお願いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応完成のめどは9月ごろまでには完成したいという形で考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 1点だけ確認させてください。今回の災害のひっかかった流木、これが上流のほうからえぐられて流れてきたわけなのですけれども、その上流のほうの処置というか、その辺のところの状況をちょっと教えてください。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

上流部、あと下流部もそうですけれども、ここ1級河川で災害を受けた箇所、流木等出た箇所につきましては、県のほうで災害復旧事業で施行するという事になっておりますが、県のほうも繰り越し等で実施するという事をお聞きしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第28号 山王茶屋前橋橋梁災害復旧（25災562号）工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第 7 発議案第 2 号 矢巾町長専決条例の制定について

日程第 8 発議案第 3 号 矢巾町議会定例会回数条例の制定について

日程第 9 発議案第 4 号 矢巾町議会定例会規則の制定について

日程第 10 発議案第 5 号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（藤原義一議員） 日程第7、発議案第2号 矢巾町長専決条例の制定について、日程第8、発議案第3号 矢巾町議会定例会回数条例の制定について、日程第9、発議案第4号 矢巾町議会定例会規則の制定について、日程第10、発議案第5号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について、この4つの議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、発議案第2号から日程第10、発議案第5号までは一括上程することに決定しました。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、廣田光男議員。

（8番 廣田光男議員 登壇）

○8番（廣田光男議員） それでは、発議案第2号から第5号までの提案理由を一括ご説明申し上げます。

まず発議案第2号であります。地方自治法第180条第1項による議会の指定により町長が専決処分することができる事項を定めることを目的とするものであります。このことは、次の発議案第3号により、通年議会として定例会を毎年1回とすることにより、地方自治法第179条第1項による町長の専決処分できる範囲が大幅に制限されることから、町長が専決できる権限を議会として地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項として、特に指定して委

任による専決処分することができるという内容のものであります。

次に、発議案第3号についての提案理由を申し上げます。矢巾町議会定例会回数条例により、定例会は年4回としていたものを毎年1回1月に招集しようとするものであります。このことは、通年により議会の開催ができるようになり、現在の条例による議会活動が中断する閉会期間をなくすることができること、また毎年1回町長が議会開会の告示行為をするだけで町長の手続上の煩瑣が省かれること、そして民意への素早い対応や災害といった緊急対応に対して主体的に取り組むことができるものであります。また、当初予算に対して必要の都度迅速に補正予算を組むことができることなど、効率的な予算執行が可能となり、町長と議会がスピード感あふれる行政の推進に果たす役割が大きく拡大されるものであります。

次に、発議案第4号については、矢巾町議会定例会回数条例に基づく招集時期などの所要の整備をするものであります。

次に、発議案第5号につきましては、矢巾町議会会議規則の一部を改正するものであります。発議案第3号によりご提案申し上げました定例会回数条例の全部改正をすることにした場合、議会の大原則であります一事不再議に抵触することから、会議規則第15条の議会で議決された事件について同一会期中は再び提出できないという規定に、ただし事情の変更があったと認めるときにはこの限りにあらずとただし書きをつけ加えるものであります。また、発言の取り消し、または訂正も会期中に限られるものを議長が定める期日とするものであります。

以上、発議案第2号から第5号までの提案理由とさせていただきます。

議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第2号 矢巾町長専決条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第2号 矢巾町長専決条例の制定については原案のとおり可決されました。
次に、発議案第3号 矢巾町議会定例会回数条例の制定についてを起立により採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第3号 矢巾町議会定例会回数条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号 矢巾町議会定例会規則の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第4号 矢巾町議会定例会規則の制定については原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第5号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今臨時会に付託された議案の審議は終了しました。

これをもって平成26年第1回矢巾町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員